

○議長（茅沼隆文）

日程第2 議案第36号 平成29年度開成町一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

予算書の説明を順次担当課長に求めます。

財務課長。

○財務課長（田中栄之）

議案を朗読いたします。

議案第36号、平成29年度開成町一般会計補正予算（第4号）。

平成29年度開成町の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ774万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億6,340万3,000円とする。第2項、歳入歳出の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成29年9月29日提出、開成町長、府川裕一。

次のページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正です。歳入、第14款県支出金。右のページ、歳出第2款、総務費から第13款予備費につきましては、それぞれ774万7,000円を補正するものでございます。

それでは、補正予算の詳細を歳入歳出予算事項別明細書により御説明をいたします。

10ページ、11ページをお願いいたします。

○総務課長（山口哲也）

それでは、歳入になります。14款県支出金、3項委託金、1目総務費委託金、衆議院議員総選挙費委託金になります。選挙執行経費を積算いたしまして、積み上げたものとなっております。参考までに、前回、平成26年の際には690万円程の歳入でございましたが、前回から投票場を1カ所増設していることなどから、増を見込んでございます。

続きまして、12ページ、13ページをお開きください。歳出になります。

2款総務費、4項選挙費、9目衆議院議員総選挙費になります。13ページ、説明欄1、委員報酬になります。委員関係費につきましては、選挙管理委員会の開催に伴う委員報酬となっております。

続きまして、臨時的一般管理です。職員手当につきましては、担当者等の時間外勤務手当ということになります。賃金につきましては、選挙中も補助等に従事する非常勤職員の賃金となります。

次に、報償費です。ポスター掲示場につきましては、町内54カ所設置しております。その中で、個人宅等フェンスをお借りしているものがあり、そういった方々に謝礼をお送りするものとなっております。旅費につきましては、担当者等の出張

旅費となります。

続いて、需用費、消耗品費になります。こちらはポスター掲示板、一般消耗品になります。印刷製本費です。投票場入場券や啓発ビラの作成費用となっております。

続きまして、役務費、入場券や不在者投票等の郵送代となっております。入場券は、世帯主あてに送付いたします、約7,000世帯を見込んでいます。不在者投票請求書につきましては、ホームページに掲載しまして、ダウンロードができるなど、利便性の向上を図ってまいります。

続きまして、手数料になります。交付機、計数機等、各種機械の点検費用ということになります。

委託料です。ポスター掲示板の設置、業務委託料、これにつきましては、設置及び管理、撤去の費用となっております。

次に、選挙公報配布業務委託料になります。こちらは選挙公報郵送する経費となっております。複写機保守料です。選挙事務において使用する複写費の使用料を負担するものとなっております。

続きまして、使用料及び賃借料。こちらは公職選挙法に基づく個人演説会の公営経費ということになります。

続きまして、投票場経費です。委員等報酬につきましては、期日前及び当日分の投票管理者、投票立会人等の報酬になります。

職員手当です。当日、投票所で選挙事務に従事する職員の時間外勤務手当となっております。8投票所で51人を予定しております。

続きまして、賃金になります。期日前投票所及び投票所受付等を行う、非常勤職員の賃金となっております。消耗品につきましては、投票所で使用する消耗品の費用となっております。食糧費になります。こちらは期日前、当日投票所の投票管理者、投票立会人の食事代となります。これらの方は投票時間中、投票場の敷地内から出ることができないため、こちらで御用意させていただくものとなっております。印刷製本費です。こちらは比例代表の政党等の指名が最高裁判所裁判官の氏名掲示作成費用となっております。

続きまして、光熱費です。投票所におきまして、空調機器を使用した場合の費用となっております。

通信運搬費です。こちらは各投票所で使用する、臨時携帯電話の使用料となっております。

続きまして、使用料及び賃借料、投票所借り上げ料になります。こちらは第1、第2、第6投票所の借り上げ料となっております。

続きまして、投票所で使用する臨時電話の借り上げ料となっております。現在、8投票所のうち、第3投票所の保健センターには内線電話等がございますので、それを除いて7台を予定しております。

続きまして、説明欄4、開票所経費になります。委員等報酬につきましては、開

票管理者、開票立会人等の報酬になります。16人分を予定してございます。

続きまして、職員手当です。開票に従事する職員の時間外勤務手当となります。現在、41人を予定しております。参考までに前回の衆議院選挙におきましては、選挙区の確定が22時06分、比例区が22時57分、国民審査が22時59分となっておりまして、今回も同様に見込んでおります。

1ページおめくりください。14ページ、15ページになります。

賃金になります。こちらは開票事務に従事する非常勤職員の賃金となっております。役務費につきましては、開票速報等に使用するパソコンの通信料となっております。

最後に備品購入費、投票用紙計数費の購入となります。現在、8台所有しておりますが、耐用年数等が過ぎまして、保守の効かない機械1台を交換するものとなっております。衆議院議員総選挙につきましては、前回、投票率が59.66%、こちらは県内市区町村、61市区町村中では第5位というものでございました。今回は18歳選挙権となって2回目の国政選挙となっております。一人でも多くの有権者に投票をしていただけるよう務めてまいります。

選挙費の説明につきましては、以上になります。

○環境防災課長（山口健一）

続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、3目環境衛生費、15節工事請負費、説明欄、1グリーンリサイクルセンター利用促進事業費、二軸破碎機修繕工事費、599万4,000円、こちらについて内容を説明させていただきます。

グリーンリサイクルセンターは、平成27年度に有限会社開成グリーンリサイクルセンターから町が買い取った施設でございます。グリーンリサイクルセンターの剪定枝等の処理につきましては、剪定枝等を受け入れた後に、最初に、二軸破碎機で破碎し、次に一軸破碎機、タブグラインダーで破碎後、振動ふるい機で選別した後に、さらに細かくするために、二次破碎機、ロールクラッシャーや植繊機を使用して、破碎したものを熟成槽に堆積し、たい肥化する流れとなっております。この設備の一部である剪定枝等を最初に破碎する二軸破碎機から、今月9日木曜日に異音がしたため、点検を実施したところシャフトが歪んでおり、ベアリングも折れて、使用できない状況でございました。

このままでは、剪定枝等の処理ができず、グリーンリサイクルセンターの運営に支障を来しますので、剪定枝等を通常どおり破碎できるようにするため、早急に修繕工事が必要であり、今回の補正予算に計上させていただいたものでございます。

○財務課長（田中栄之）

13款、予備費です。今回の歳出補正所要額599万4,000円について、予備費の減により調整をいたします。

説明は以上です。

○議長（茅沼隆文）

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。

9番、井上議員。

○9番（井上三史）

9番、井上三史。14ページ、15ページの環境衛生費、工事請負費599万4,000円についてお伺いいたします。

この工事が終了する頃、どのくらいと見込んでいるのでしょうか。工事完了の予定の期日が分かりましたらお願いします。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

こちらにつきましては、工事をこれから発注させていただきまして、大体2カ月程で交換の工事が完了すると聞いてございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

発注してから2カ月というのですけれども、2カ月後はいつ頃になるのか、具体の期日までが分かりましたらということ。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

すみません、もう一度答えさせていただきます。

これから発注をいたしますと、大体12月の初旬から中旬頃、約2カ月後と考えております。

○議長（茅沼隆文）

井上議員。

○9番（井上三史）

そうしますと、暮れの前の、正月を迎えるための準備のために、様々な枝等が出る場合、この破碎機が使えない間は、そういう地域から出てきた枝とかそういうものについては、どのような対応をされるのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

剪定枝につきましては、この時期から12月末までが一番多く剪定枝等が入ってくる時期となっております。この期間中は、受け入れのストップはしないで、受け入れは随時させていただきます。その間は今、現在、テントの大きな熟成槽がございますので、その中にあるたい肥を少し片付けまして、そちらのテント内に受け入れた剪定枝は随時、その中にためておいて、1月から7月までの間は剪定枝が半分くらいに減りますので、その時期にかなりの量を、新しくなった機械で、剪定を多

くやるというような状況を考えております。

○議長（茅沼隆文）

井上議員、4回目ですから最後の質問です。

○9番（井上三史）

はい、申しわけはありません。最初の一問がちょっと重なったために、4問目になりますけれども、申しわけありません。

工事が完了して、軌道に乗り始めた後のことですが、その後の料金に何らかの影響が出るのでしょうか。今までのどおり料金でいくのでしょうか。最後ここだけちょっとお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

料金につきましては、処理を1キロ20円という形でお願いしておりますけれども、新しく機械を導入した後も、今も料金は変わらないで1キロ20円という形で実施をしています。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

6番、菊川です。

今回のこの補正金額が599万4,000円。もう少し補正で、金額を上げて組んだほうが良いのではないかなとは実は私は感じを思っているのです。

といいますのは、前に施設を見学したときに、ちょっと設備的に小さいかな、これは近いうちに壊れるのではないかって気は、一見して私は持っていました。

ですから、できればもう少し大きい、余裕のあるものにしたほうが良いのかなというような感じがしているわけですが、今回のこの補正金額の範囲ですね、599万4,000円、これはどこまでを見ておられるかということをお聞きしたいと思います。

例えば、現状のものを撤去して、新しいものを据え付けるという、その据え付け工事、あるいは電気の配線を撤去して、つけかえる工事。焼却処分については若干プラスになるかもしれませんが、それと後、刃が当然減ってくるわけですから、交換の予備刃はどこまで見込んでおられるか。この補正金額の範囲についてお示し願いたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは、修繕工事の内容を御説明させていただきます。

今現在は、二つのモーターと、それを支えている架台につきましては、特に問題

がございませんので、そちらについてはそのまま使用をさせていただきます。その二軸で回しています、受け入れるボックスの中のシャフトとそれで破砕をする刃とギア、そのボックス内の仕組みを全部、交換をする予定でございます。それで、刃もまるっきり新品になりますので、耐用年数といたしましては、大体8年は通常でございますので、交換した後も8年は通常どおりもつと考えております。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

私が懸念をしている部分は、耐用年数が8年というのは、これは何もなく、通常のノーマルの運転であれば確かに8年もつと思うのですが、異物が入ったりとかそうした場合の破損というのも考慮していく必要があるのかなと思って、今、聞いたわけでありまして。それから、そこのところはちょっと懸念する部分であります。

それから、今回の交換をする、壊れたということの原因はどう見るかということと考えますと、本体そのものを寿命とみるのか、あるいは事故とみるのかということで大きく違ってくると思うのですね。開成町グリーンリサイクルセンター条例の第20条でそこはしっかりとうたっているわけでありまして、条文では指定管理者または利用者は過失により、グリーンリサイクルセンターの施設または設備を破損し、または滅失したときは、それによって生じた損害を町に賠償しなければならないとあります。これはしかし、ただし書きがありまして、ただし、町長が特別の事情があると認めたときはこの限りではないとうたっているわけですが、今回のこの事例については、どう判断されたのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは、御質問にお答えさせていただきます。

この二軸破砕機は、グリーンリサイクルセンターを始めた当初から購入して、平成16年の10月から13年が経過をするというような状況でございます。ちょうど、耐用年数になる、8年目の平成24年度に一度刃の肉盛りという、刃がすり減ってきてしまっていたものですから、それをもう少しちゃんと切られるような形で修理をしているというような形でございます。

今回につきましては、原因がまだ特定できていないというような状況でございますけれども、それが、耐用年数が来て壊れてしまったものかと。

あと、特に異物が混入した形跡はないと聞いておりますけれども、多少、太い木が入ってしまっていたという可能性もございますけれども、どちらが原因だったかというところが特定できていないというような状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

ちょっとそこは、重要なところではないかというように思うのですね。条例もきちんとこういう形でできておりますし、それでも何よりも早く、一刻も早く変えなくてはいけないということが優先されるわけでありますが、私が今言いました、この部分を決して見落としとしてはいけない部分だと思うのですね。今、課長が答弁されたことの中で、一つの判断基準としては、マニュアルがあると思うのです。その中には必ず、使用前点検だとか、定期点検とかというのがうたいこんであるはずですよ。これは常識的に当然うたいこむはずですよ。その部分がちょっとどうかという気がするのですよね。毎日、使用前の点検をするのか。あるいは、1カ月に1回の定期検査をするのか。あるいは、2年に1度のオーバーホールをするのか。これは基本中の基本でありますけれども、その辺のところは行っていたのでしょうか。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

グリーンリサイクルセンターのそういう運営状況につきましては、毎月1回、GRC調整会議という形で指定管理者と私どもと毎月、会議を行っております。その中では、毎月必ず1回は設備の点検をして、異常がないというような報告を受けて、それを毎月確認しております。剪定枝を入れるときにも中身を見て、すごく太い枝があるとかないとかというのを確認しながら、入れていくというようなマニュアルもございますので、そちらもチェックはしております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

菊川議員。

○6番（菊川敬人）

点検をされているということですので、ちょっと安心をしたのですが、肝心なのは、この点検でも必ず記録をしてもらいたいのですね。こういうときにちゃんと点検をしていますよという、記録を我々が確認できるような形、そういうものはやっておられるかもしれませんが、やっていなかったら、今後、そういうことに務めていただきたいと思います。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

その記録もちゃんと整備されておまして、いつ点検をしたということも記入をされておりますので、そういうのも確認はしております。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに。

3番、湯川議員。

○3番（湯川洋治）

3番、湯川です。同じくグリーンリサイクルセンターの利用促進事業費についてお伺いします。

平成26年度の決算で、利用促進事業費として1,300万円程支出されています。その中に、グリーンリサイクルセンターの整備事業費として690万円程使われているのですけれども、一応確認の意味で、この整備事業費の費用の中に今、菊川議員も質問をしましたけれども、肉付けをしたということなのですから、二軸破碎機に関する整備はこのときされているのですか。ちょっと確認の意味でお願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは、御質問にお答えをさせていただきます。

グリーンリサイクルセンターの施設、設備につきましては、平成27年度に町が買い取りをしたもので、それ以前は有限会社グリーンリサイクルセンターが所有していたという中でございますので、そちらにつきましては、有限会社でその辺の修理等はしているような状況でございます。

平成26年度に町が支出した金額でございますけれども、これにつきましては、平成25年度にテントハウス熟成槽を整備したのですけれども、それに引き続き、その前に、コンクリート舗装を、それを811平方メートル、実施をいたしました。それに伴いまして、U字溝の側溝、それも23メートルあわせて施工をしたというような状況でございます。このコンクリート舗装とU字溝と工事に600万円の支払いを町がしているというような状況でございます。

二軸破碎機の肉盛りは、平成24年度に有限会社グリーンリサイクルセンターが、御自分の中でお金を支払ってやっているような状況でございます。

以上でございます。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質問はございますか。

2番、山田議員どうぞ。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。同じ項目での質問をさせていただきます。

このグリーンリサイクルセンターについては指定管理ということで、先程、課長答弁の中では、12月にものが来るということで、稼働がされると思います。

そのような中で、当然、この2カ月の空白というのがあるわけではないですか。そこら辺の指定管理者も人員をそろえた中で、日々受け入れをして運営をしていると思うのですが、そこら辺の年間の予算というのですか、遅れることによって指定管理料について変動が起きるのかどうか。そこら辺ちょっと気になるなという。要は、作業がないことによって、作業がされていないときは、極端なことをいうと人がいらぬわけじゃないですか。12月中頃からはそれを破碎して、人間が必要だ

というのは分かるのですけれども、そこら辺の計画を今回、購入するにあたって、どのような対応をされて購入を決定されているのか。そこら辺ちょっと、教えてください。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

今の御質問で、指定管理料にどのような影響があるかというような形でございますけれども、このクリーンリサイクルセンターの指定管理をするときに、1年間いくらかで運営ができるかというような形で公募させていただいて、大体1年間で、700万円で、5年間で運営をするというような形で、契約をさせていただいておりますけれども、その中で人件費につきましては、ここで機械が止まったということでその人件費がいらなくなるかということ、まだ受け入れ作業もして、剪定枝のつみおろしをしますので、人件費自体はそんなに極端に少なくなると今のところ考えていないような状況でございます。それ以外にも今ある、たい肥の切りかえしとかもまだ、やっていかなければいけないというところもありますので、この指定管理料につきましては、金額の変更は今のところ考えていないというような状況でございます。

ただ、逆に剪定枝が受け入れをして、多くなりすぎて、どうしてもテントの中に入り切れないというような状況も最悪の場合、考えられますので、そういった場合は別のところに、剪定枝を砕いてもらうところに、委託をしなければいけないというような状況になりますと、逆に、今度お金がかかってしまいますので、そういうこともございますので、今のところ年度末にいくら差額が出ているのかというのは今のところちょっと計算ができないような状況でございますので、指定管理料の変更は今のところ考えていないという状況でございます。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

課長答弁から指定管理料の変更はないということで、これを記憶させてもらいます。

なぜ、そういうことを聞くかということ、今回、先程、同僚議員がグリーンリサイクルセンター条例を出されたと思うのですが、指定管理者の責任で機械が壊れたのではないということで、当然これは町の責任において直すということで、今回、補正を出されていると思うので、町が全面的に負担をするということで理解をしているのですが、当然、指定管理者とすればその分まで見るというのは、これは別次元の話になるので、そこら辺、今回の2カ月の空白の間の部分の打ち合わせも含めた中でされているということで、解釈をしましたので、再びそれが補正に出てこないような、また紛争がないような形でしっかりと運営をしていっていただきという

ことをつけ加えさせていただくと、あと、今後の、あくまでここは公共施設ではないですか。公共施設というのは、町民サービスの充実という観点からいくと、動きを止めてはいけないという使命があるわけではないですか。やはり二軸破砕機、1番最初に破砕する場所が壊れたということで、今回、すったもんだ騒ぎがあるとは思いますが、今後、例えば2機とか、簡易的なものを一つ用意するとか、今、こういう破砕機というのはクローラーがついていて、固定ではなくて、移動でできるようなものも販売されているわけではないですか。そういうものも、今後、検討をしながら施設を止めないという、止めないというのは一時置きをしないとかそういう意味ではないですよ。あくまで稼働をして、常に施設が動いているという意味で言っているのです、当然、これを破砕して、発酵をして肥料にするということは、肥料を充てにするお客さんもいると思うのですよ。まだ、そこまでいってはいないと思うのですけれども、それを目標にやっているとは思っているので、その一連の流れでいけばこれは止まることはあってはいけないという考えのもとでいくとそういう部分も考えていかななくてはいけないのかなという。

ということは、逆に一台でやるのであれば、年間のメンテナンスというものをしっかりとやる。また、月の報告書でもらっているというものをもう少しプロなら、プロ、メーカーさんならメーカーさんに費用を見た中で、点検をしてもらうという。事前に破損が起きるであろうというところは、メーカーから指摘をもらって例えば、その軸の心棒からミリ単位ですよ、2ミリずれているとか3ミリずれているとか、その正式な診断書というものをもらいながら機械の維持管理というのをしていかななくてはいけないのかというところをすごく感じるのですよ。今回、起きたことに対して、壊れたから購入しますって流れがものすごく見えているので、そこら辺、今後の計画の中では大変重要ではないのかなと思っているのですが、ちょっと長々話をさせてもらって質問の意図が分かったのかどうか、答弁よろしくをお願いします。

○議長（茅沼隆文）

山田議員、質問の趣旨をもう一度明確に、簡潔に申してください。

○2番（山田貴弘）

メンテナンスの問題と破砕機を移動式でも何でも良いので、もし壊れた場合の対応とか。先程言った、委託のものはもちろんあると思うのですけれども、ほかでもやっていますので、そこら辺の緊急対応的なものを、今後、考えているのかどうか、そこら辺を。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

それでは、二軸破砕機等の設備のメンテナンスにつきましては、今回、そのように感じたところがございますので。

破砕機の場合、刃が摩耗する前に大体、対応年数8年という形なのですけれども、その前に入れ替えをして切れる刃にしておけば、モーターにかかる負担もそれだけ

軽くなりますので、その設備自体が長く使えるというような状況でございますので、刃のメンテナンスをしながら早めに交換は必要ではないかと考えをしているところでございます。

あと、もう一台、予備に別の対応ができるものを置いておいたらどうかというような状況でございますけれども、今回もここで故障をいたしまして、リースでそういった、移動式のものが使えないかというような検討をさせていただいたのですが、こういった破碎機というのは、結構需要があるというような形で、1カ月のリース料がどのぐらいかという形で見積もりをとったところ、1カ月130万円かかってしまうという、ちょっと高額になってしまうので、今回はちょっとやめたというような状況でございます。そういった形は、もうちょっと安い小型のものがあるかどうかを事前に調査をさせていただきまして、今後、こういったことがあったときには、すぐに対応ができるような形で整えていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

リースの金額を聞いてびっくりしたのですけれども、ということは、可能性としてはちょっと薄いかなとなると、通常の保守点検というのをしっかりとしていかなくはないといけないというところに行きつくと思うのですよ。先程、質問に対して答弁はなかったのですけれども、保守点検について、刃を交換すればもつような答弁をされたと思うのですが、刃は8年である意味、償却として考えた場合、しかし、軸だとかモーターというのは永遠にもつわけではなくて、形あるものは壊れていくという習性がある以上は、それが10年もつのか12年もつのか、15年もつのか分からないですよ。壊れる日はいつか来るので、それが今回みたいなような状態にならないためにはどうしたらいいのかというところを考えたときに、緊急な対応ができるような仕組みというのをつくっていかなくてはならないと思うのですよ。そうなったときにリースは無理だというのが分かれば、おのずと対応が分かってくると思うのですよ。

今、現在、これを購入しようとする機械をどれだけメンテナンスをして、長くもたすのか定期的に年度が来たら切りかえるのかという、この計画というものをもっていかないと毎回予備費対応となると大変なことになってくるとまずいので、そこら辺ちゃんと今後やっていくのかそれをやっていくのか、そこを答弁いただきたいです。

よろしく願いいたします。

○議長（茅沼隆文）

環境防災課長。

○環境防災課長（山口健一）

今、山田議員がおっしゃるとおりでございます、この設備を購入した後に、二軸破碎機以外にいろいろな設備がございますけれども、それがいつ頃だめになってしまって、いつ頃買いかえなければいけないかというような計画を今、策定をしておりまして、その辺の今、言われましたように、メンテナンスがしっかりするようにしますけれども、その更新する時期ですね、その計画はしっかり立てていきたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田せつよでございます。

2款総務費、選挙費の中の15ページの説明欄、投票用紙計数機購入費ということで、32万4,000円が計上されておるわけでございますが、この計数機の購入に至った要因がどこにあるのか。例えば、有権者の増によるものなのか、従前の計数機の中で、ちょっと不備というか、関係があるのか。

また、このタイミングでこの計数機を購入に至った経緯を御答弁願います。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、前田議員の御質問にお答えいたします。

今回の計数機の購入の経緯ということでございますが、現在、計数機につきましては8台ございまして、開票では、ほぼ全て使うことになります。その中で1台が、購入後15年以上が経過をしておりまして、かなり老朽化が進んでいると。それで保守が効かないような状態で、なかなか修理対応も難しいという中で、ここで1台新たに購入をさせていただくというようなことになってございます。

○4番（前田せつよ）

4番、前田です。

先程来、別件の案件におきましても、機械のメンテナンス対応年数、日頃の管理というような話が出たわけでございます。今回は、突然の衆議院の解散ということで、皆様には大変な御苦勞をかけることになるわけでございますけれども、日頃、投票用紙計数機のメンテナンス、また、急にこのように選挙があった場合に、機械のメンテナンスが大変に大事になるかと存じます。一票の重さということもございまして、その日頃のメンテナンスはどのように行われて、普段どのように保管をされているのか、状況をお聞かせください。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

日頃、どのようにやっているのか正直に申しあげますと、毎年やっている、定期的に行っているというわけではなくて、選挙の都度点検を行っている。そうは申しあげても、実は毎年のように選挙がございますので、1年に1度程度は点検を行っています。

それで、保管につきましては、庁舎内に選挙物品を保管する部屋がございます、当然、室内できちんと保管をしているようなことであります。

○議長（茅沼隆文）

ほかに。

4番、前田議員。

○4番（前田せつよ）

4番、前田でございます。

先程、答弁の中で8台という形の稼働の中で、この開票の作業が行われていると。先程、最初の説明の中で、開票の最終時間が22時59分ということで、職員の方にもかなりの御負担がかかるように考えるところでございます。この台数を、例えば増やすことによって、職員の負担軽減が軽くなるのであれば、台数を増やすとか、そういうような形の議論、考え、検討などが出たことはありますでしょうか。

また、その職員の負担軽減のために、今回、このような形での配慮というか、そういう検討事項があったならば、御答弁を願いたいと存じます。

○議長（茅沼隆文）

総務課長。

○総務課長（山口哲也）

それでは、ただいまの御質問にお答えをいたします。

まず、計数機の台数を増やせば当然のことながら流れが速くなるというようにございますが、開票場の広さというものもございまして、なかなかその確保するのが難しく、現在でもめいっぱい稼働をしているような状況ありましてなかなか、計数機を増やすことだけでは、一概にできかねるところも正直言ってございます。

それから、職員の負担の御配慮ということで、本当にありがたいお話でございます。御指摘のとおり、職員は早朝から深夜まで選挙準備に従事するものが多くて、翌日からは当然、普通の通常勤務ということもございまして、かなり負担を強いている部分は正直なところでございます。

それで、どうやったら良いのかというのが一つございまして、ただ、現在も、管理職以外の職員は、多くの者があたっている状況でして、例えば、投開票で職員を分けるとか、そういったことも一つの方法かと思えます。なかなか職員数が限られていますので、完全に分けるというのは難しいのですけれども。

それから、もう一つは非常勤職員、アルバイトの活用というのも考えられるところではございます。実際に投票事務等を、簡易的な受付等の事務に関しましては、非常勤職員を雇用して、職員の負担を軽減してございますが、選挙というこの性質上、事故があってはなりませんので、どうしてもそこら辺は職員に無理をお願いし

ているところもございます。

以上です。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

山田議員。質問は簡潔にお願いしますね。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。選挙費についてお聞きしたいと思います。

今回の財源については国県支出金ということで、10分10が入ってくるような状態だと思います。選挙については18歳からということで、今回2回目という報告がさっきされたのですが、そこら辺の投票率を上げるという意味ではある意味、一般財源から入れて啓発活動なんかも考えられるのかなと思う部分があると思うのですが、今回の財源の中では内容の周知、2回目ということで18歳からと20歳とその2年の部分、そこら辺の周知的なもの、この国、県からの指導というのは事業の中であるのですか。その1点だけでちょっとお聞きします。

○総務課長（山口哲也）

それでは、山田議員の御質問にお答えいたします。

国からいわゆる18歳、19歳といった方たちを特定した啓発の指導ですとか、そういったことにかかる経費というのは特別なものはございません。常に選挙管理委員会では、町内にございます吉田島高校で、3年生を対象に選挙啓発の講演会を行ったりとか、また、今年度で申しあげましたら、準・新有権者の方にダイレクトメールで選挙の啓発のチラシ等をお送りすると。そのような取り組みを常日頃から行っているというのがございます。

今回の選挙啓発をどのように考えるかということですが、今回、御承知のとおり突然の解散でなかなか言いわけになってしまいますが、なかなか新しいことをやるというのは正直言って難しいところがございますが、まず第1は、投票場入場券を確実に皆様にお送りすると。これで、選挙があるのだということを認識、意識していただくということがございます。

また、10月13日、15日以後、今回13日金曜日ですが、ここで選挙特報というチラシを全戸配布させていただいたということがございます。また、第7投票区のうち、みなみ地区、それからパレットガーデン下島東地区の第8投票区、新しい投票所というところですが、こういった地区にお住まいの皆様には、本日付で投票場の御案内というのを全戸配布させていただいております。また、特に若い有権者への啓発という一つとしましては、今回も実は新有権者、初めて選挙を迎えるという方たちを期日前、当日の投票場でお仕事をしていただくと、そういったような試みも今、進んでおります。

そういった形で、いずれにしましても、一人でも多くの方に投票をしていただけるように、我々も努力をしてまいりたいと考えております。

○議長（茅沼隆文）

山田議員。

○2番（山田貴弘）

2番、山田貴弘です。

突然の解散ということで、事情は承知しているところです。ちなみに文命中学校今、中間試験をやっていると思うのですけれども、これ時事問題で今回の件、取りあげています。要は昨日、今日のテストです。その中に問題として入っているので、先生方はそれだけ、社会についての問題については、近々の問題をテストで取りあげているというところがあるので、その辺はもうちょっと手際のいいような形の中で、どんどん選挙というものを周知していただきたいとお願いします。

○議長（茅沼隆文）

ほかに質疑ございますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

それでは、質疑がないようですので、質疑を打ち切り、討論を行います。討論はありますか。

（「なし」という者多数）

○議長（茅沼隆文）

討論がないようですので、採決を行います。

議案第36号 平成29年度開成町一般会計補正予算（第4号）について、原案に賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（茅沼隆文）

着席ください。起立全員によって可決されました。

以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会いたします。

皆様、お疲れさまでした。

午後2時45分 散会